

株 主 各 位

東京都豊島区西池袋一丁目4番10号

# 株式会社 光通信

代表取締役会長 重 田 康 光

## 第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使ください。なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁および4頁記載の「インターネットによる議決権行使方法のご案内」をご確認ください。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時15分）
2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目11番1号  
メトロポリタンプラザビル 12階  
ステーションコンファレンス ルーム1  
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第33期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第33期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決 議 事 項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

以 上

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意しておりません。  
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎剰余金の配当につきましては、2020年5月20日付の当社取締役会において、第33期第4四半期末配当として、1株当たり105円の配当を実施する旨決議いたしました。なお、第33期第4四半期末配当金の支払開始日は、2020年6月12日といたしております。
  - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正事項について速やかにインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.hikari.co.jp/meeting.html>) に掲載いたします。
  - ◎当社は、法令により提供すべき書面のうち、法令および当社定款第17条の規定に基づき、次に掲げる事項は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.hikari.co.jp/meeting.html>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
    - ・事業報告のうち新株予約権等に関する事項
    - ・事業報告のうち会計監査人に関する事項
    - ・事業報告のうち業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
    - ・事業報告のうち会社の支配に関する基本方針
    - ・事業報告のうちその他株式会社の状況に関する重要な事項
    - ・連結計算書類のうち連結注記表
    - ・計算書類のうち個別注記表
- したがって、本定時株主総会招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類または計算書類の一部であります。
- ◎本定時株主総会の決議結果等につきましては、本定時株主総会終結後、速やかにインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.hikari.co.jp/meeting.html>) に掲載する予定です。

## インターネットによる議決権行使方法のご案内

### ◇インターネットによる議決権行使の方法およびご留意事項

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

#### 1. 「スマート行使」による方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙の右片に記載の「QRコード®」をスマートフォンにて読み取り、「スマート行使」へアクセスしていただいたうえで、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（議決権行使コード・パスワードのご入力は不要です）。

(注)「QRコード®」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- (2) 同封の議決権行使書用紙に関し、「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

#### 2. 議決権行使コード・パスワード入力による方法

- (1) 「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

【議決権行使ウェブサイトURL】

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 議決権行使コードおよびパスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに議決権行使コードおよびパスワードを発行いたします。
- (3) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

### 3. ご注意

- (1) 議決権の行使期限は2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが、上記2. に記載の方法でご修正いただきますようお願いいたします。
- (3) 同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードおよびパスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを認証する重要なものです。他人に絶対に知られないようご注意ください。なお、当社より株主様のパスワードをお尋ねすることはございません。
- (4) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。インターネットで複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとしてお取扱いいたします。
- (5) 議決権行使ウェブサイトは、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、機器によってはご利用いただけない場合がございます。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
- (6) インターネットに関する費用（プロバイダ接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

#### ◇お問い合わせ先について

ご不明点等がございましたら、当社の株主名簿管理人である**みずほ信託銀行証券代行部**の以下の窓口宛てにお問い合わせください。

- 1) 議決権行使ウェブサイトでの議決権行使の具体的方法等に関する専用お問い合わせ先

**みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル**  
電話番号 0120-768-524（フリーダイヤル）  
（受付時間 9：00～21：00 土日祝日を除く）

- 2) 上記1)以外の住所変更等に関するお問い合わせ先

**みずほ信託銀行 証券代行部**  
電話番号 0120-288-324（フリーダイヤル）  
（受付時間 9：00～17：00 土日祝日を除く）

以 上

## 株主総会参考書類

**議 案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件  
 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
 なお、本議案について監査等委員会において検討がなされ、意見陳述すべき特段の事項はないとの結論に至っております。  
 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 数
1	し げ た や す み つ 重 田 康 光 (1965年2月25日)	1988年2月 当社設立 当社代表取締役社長 1991年6月 有限会社光パワー取締役社長 (現代表取締役社長) (現任) 2000年11月 当社最高経営責任者 (現任) 2003年6月 当社代表取締役会長 (現任)	1,198,274株
[取締役候補者とした理由] 重田康光氏は、1988年に当社を創業して以来、当社の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、事業成長と企業価値向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、当社グループ全体の経営を指揮し、当社グループを成長させてまいりました。その経営に関する豊富な知見と能力は、今後の当社グループの持続的な企業価値向上のために必要不可欠であると判断し、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。			
2	わ だ ひ で あ き 和 田 英 明 (1973年12月13日)	1997年4月 当社入社 2004年6月 当社取締役 2005年9月 当社ネットワーク事業本部長 2007年4月 当社常務取締役 2009年6月 当社常務執行役員 当社情報通信事業本部長 (現営業統括本部長) 2012年4月 株式会社ハローコミュニケーションズ代表取締役 2012年6月 当社常務取締役 2013年4月 テレコムサービス株式会社代表取締役 2015年6月 株式会社ウォーターダイレクト (現株式会社プレミアムウォーターホールディングス) 取締役 (現任) 2017年6月 当社取締役副社長 2019年2月 株式会社アクトコール取締役 2019年6月 当社代表取締役社長 (現任)	301,600株
[取締役候補者とした理由] 和田英明氏は、当社の最高執行責任者として当社グループ事業の全体的指揮を執り、また、M&A等を通じて当社グループの成長を牽引し、当社グループの企業価値の向上に大きく貢献してまいりました。その実績および経験、幅広い見識と高い経営への当事者意識により、同氏が今後も当社グループの持続的な企業価値向上のために貢献することが期待できると判断し、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	玉村 剛史 (1970年7月16日)	1991年4月 当社入社 1996年11月 当社取締役 1999年9月 当社情報通信事業統括本部情報 通信事業本部長 1999年11月 当社常務取締役 2000年11月 当社最高執行責任者 2001年11月 当社取締役副社長 2003年6月 当社代表取締役社長 2014年10月 株式会社EPARK代表取締役社 長(現任) 2019年6月 当社取締役副会長(現任) 当社業種別ITソリューション 事業本部長(現任)	1,141,470株
[取締役候補者とした理由] 玉村剛史氏は、長年、当社の最高執行責任者として当社グループの事業責任者を統率し、グループ事業の全体的指揮を執るとともに、新規事業の創出やM&A等を通じて当社グループの成長を牽引してまいりました。その実績、豊富な経験、高度な専門性および経営に関する見識により、今後も同氏による当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。			
4	儀同 康 (1963年8月31日)	1987年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 1992年4月 当社入社 1994年2月 当社経営企画室長 1995年4月 当社取締役 1997年12月 当社管理本部長 1999年11月 当社常務取締役 2001年11月 当社取締役 当社管理本部長 (現任) 2012年6月 当社常務取締役 (現任) 2020年3月 中野冷機株式会社取締役(現任)	48,146株
[取締役候補者とした理由] 儀同康氏は、財務・経営管理の分野における優れた知見により、当社グループの健全な運営と成長を支えてまいりました。その財務等に関する高度な専門性および豊富な経験と知識により、今後も同氏による当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
5	高橋正人 (1978年3月5日)	2000年4月 当社入社 2006年9月 当社管理本部財務企画部長（現 財務本部長）（現任） 2009年4月 株式会社ニュートン・フィナン シャル・コンサルティング（現 株式会社NFCホールディング ス）取締役 2010年4月 当社執行役員 2018年6月 当社取締役（現任） 2019年7月 当社投資本部長（現任） 光通信株式会社代表取締役（現 任） 2020年3月 株式会社ブロードピーク代表取 締役（現任）	25,000株
[取締役候補者とした理由] 高橋正人氏は、当社グループの事業・経営を精緻な分析により評価し、経営陣および各事業部門等への具体的な提言を行うこと等により、当社グループの健全な運営と成長に貢献してまいりました。同氏は財務等に関する高度な専門性と知識、高い情報分析力と創造的思考力を有しており、今後の当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 当社と各候補者との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 候補者重田康光氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。重田康光氏の「略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）」の欄には、同氏の子会社等である有限会社光パワーにおける業務執行者としての地位および担当を含めて記載しております。
3. 各候補者が所有する当社株式は、いずれも普通株式であります。

以 上

(提供書面)

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度(2019年4月1日～2020年3月31日)における我が国経済は、雇用情勢などの回復傾向がみられたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、景気は急速に減速しております。先行きは、感染症の影響による厳しい状況が当面続くと見込まれ、内外経済のさらなる下振れリスクが懸念されます。

当社グループでは、強みである販売力を活かし、回線、電力、宅配水、保険といった長期的に安定した収益が期待できる事業に取り組んでおります。

当連結会計年度においては、顧客契約数の増加に伴う将来の安定した収益源となるストック利益(※)の増加等により、売上収益は524,570百万円(前連結会計年度比8.3%増)、営業利益は73,004百万円(同13.6%増)、税引前利益は80,056百万円(同11.8%増)、親会社の所有者に帰属する当期利益は51,670百万円(同4.3%増)となりました。

(※) ストック利益とは、当社グループが獲得したユーザーによって契約後に毎月支払われる基本契約料金・使用料金・保険料金から得られる収入から顧客維持コスト、提供サービスの原価等を除いた利益分のことであります。収入については、通信キャリア、保険会社などから受け取る場合と、ユーザーから直接受け取る場合があります。



当連結会計年度より、事業区分を「法人サービス」「個人サービス」「取次販売」に区分しております。以下の各事業区分における前連結会計年度との比較については、前連結会計年度の事業区分を当連結会計年度の事業区分に組み替えて比較しております。

#### **(法人サービス)**

主に中小企業に対して、通信回線サービス、電力、各種システムなどの自社で企画・開発した商材の販売を行っております。

当連結会計年度においては、顧客契約数が伸びたことにより、将来の安定した収益源となるストック利益が増加し、売上収益は231,790百万円（前連結会計年度比23.9%増）、営業利益は25,944百万円（同12.5%増）となりました。

#### **(個人サービス)**

主に個人に対して、通信回線サービス、宅配水などの自社で企画・開発した商材の販売を行っております。

当連結会計年度は、顧客契約数が伸びたことにより、将来の安定した収益源となるストック利益が増加し、売上収益は105,824百万円（前連結会計年度比11.2%増）、営業利益は19,941百万円（同30.0%増）となりました。

#### **(取次販売)**

通信キャリア、保険会社、メーカーなどの各種商品の取次販売を行っております。

当連結会計年度は、販売効率の向上に努めたことにより、売上収益は189,441百万円（前連結会計年度比7.4%減）、営業利益は28,443百万円（同1.7%増）となりました。

#### **② 設備投資の状況**

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、以下の社債を発行したことにより、76,500百万円の資金調達を行いました。

(当社)

社債の銘柄	第21回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	第22回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	第23回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)
発行総額	5,000百万円	5,000百万円	40,000百万円
各社債の金額	100百万円	100百万円	100百万円
社債の形式	振替法の規定により社債券は発行されない	振替法の規定により社債券は発行されない	振替法の規定により社債券は発行されない
利率	年0.24%	年0.32%	年1.38%
発行価格	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円
償還金額	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円
払込期日	2019年8月8日	2019年8月8日	2019年8月8日
償還期限	2024年8月8日 (5年債)	2026年8月7日 (7年債)	2034年8月8日 (15年債)
利払日	毎年8月8日・2月8日	毎年8月8日・2月8日	毎年8月8日・2月8日
資金使途	借入金返済資金、社債償還資金	借入金返済資金、社債償還資金	借入金返済資金、社債償還資金

社債の銘柄	第24回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	第25回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	第26回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)
発行総額	9,000百万円	10,000百万円	7,500百万円
各社債の金額	100百万円	100百万円	100百万円
社債の形式	振替法の規定により社債券は発行されない	振替法の規定により社債券は発行されない	振替法の規定により社債券は発行されない
利率	年0.60%	年1.70%	年2.50%
発行価格	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円
償還金額	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円
払込期日	2019年11月8日	2019年11月8日	2019年11月8日
償還期限	2029年11月8日 (10年債)	2039年11月8日 (20年債)	2049年11月8日 (30年債)
利払日	毎年5月8日・11月8日	毎年5月8日・11月8日	毎年5月8日・11月8日
資金使途	借入金返済資金、社債償還資金	借入金返済資金、社債償還資金	借入金返済資金、社債償還資金

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

## (2) 企業集団の対処すべき課題

当社グループの経営方針としては、変化し続ける社会情勢や事業環境の中で、その時々状況に応じた戦略を中長期的視点から立案し実行し、持続的な企業価値の向上に取り組むこととしております。

特に、長期安定収益であるストック利益の増加と、高い資本効率の追求を重視し、各商材の新規契約数の増加、より良い商品・サービスを提供することによる解約率の低下、コスト削減をはじめとした生産性の向上などに取り組んでおります。

## (3) 直前3連結会計年度および当連結会計年度の財産ならびに損益の状況

区 分	第30期 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	第31期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第32期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第33期 (当連結会計年度) (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
売上収益 (百万円)	428,913	427,540	484,386	524,570
営業利益 (百万円)	41,561	51,065	64,277	73,004
税引前利益 (百万円)	62,703	53,769	71,579	80,056
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円)	39,034	42,959	49,547	51,670
基本的1株当 たり当期利益 (円)	840.12	927.35	1,075.66	1,126.09
資産合計 (百万円)	511,487	685,681	804,207	972,075
親会社の所有者 に帰属する持分 (百万円)	180,459	225,299	257,291	285,746
1株当たり親会社 所有者帰属持分 (円)	3,896.35	4,878.40	5,607.32	6,227.58

- (注) 1. 第31期については、IFRS第15号を遡及適用した後の数値を記載しております。  
2. 第33期（当連結会計年度）については、前記「(1) 当連結会計年度の事業の状況」に記載のとおりであります。

#### (4) 主要な事業内容 (2020年3月末日現在)

当社の企業集団（当社および当社の関係会社）は、当社、連結子会社150社ならびに持分法適用関連会社129社により構成されております。当社は、持株会社として企業集団全般の経営管理を担い、各事業子会社・関連会社におきまして、主に「法人サービス」、「個人サービス」および「取次販売」を行っております。各事業の内容は以下のとおりであります。

事業区分	事業内容等
法人サービス	中小企業向けの通信回線サービス、電力、各種システムなどの自社で企画・開発した商材の販売
個人サービス	個人向けの通信回線サービス、宅配水などの自社で企画・開発した商材の販売
取次販売	通信キャリア、保険会社、メーカーなどの各種商品の取次販売

#### (5) 企業集団の主要な事務所 (2020年3月末日現在)

本社	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
営業所	池袋、上野、札幌、仙台、名古屋、大阪、福岡、沖縄他（当社を含む企業集団全体の営業所）

#### (6) 企業集団の従業員の状況 (2020年3月末日現在)

##### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
6,449名	144名増

- (注) 1. 上記従業員数に臨時従業員、契約従業員および嘱託従業員の数に含まれておりません。  
なお、最近1年間における臨時従業員の平均雇用人数は1,584名であります。  
2. 従業員の定年は、満60歳に達した月の末日としております。

##### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
143名	160名減	38.7歳	5.9年

- (注) 1. 上記従業員数に臨時従業員、契約従業員および嘱託従業員の数に含まれておりません。  
なお、最近1年間における臨時従業員の平均雇用人数は36名であります。  
2. 従業員の定年は、満60歳に達した月の末日としております。

## (7) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 重要な親会社の状況

当連結会計年度において該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社エフティグループ	1,344百万円	55.74% (12.25%)	情報通信機器、OA機器の販売
株式会社メンバーズモバイル	250百万円	100.00%	法人向け携帯電話の販売
株式会社プレミアムウォーターホールディングス	4,046百万円	74.40% (56.94%)	ミネラルウォーター宅配事業
テレコムサービス株式会社	100百万円	100.00% (16.93%)	携帯電話の販売
株式会社ジェイ・コミュニケーション	101百万円	100.00%	携帯電話の販売
株式会社ネットワークコンサルティング	110百万円	100.00% (100.00%)	通信回線サービスの販売等
株式会社シンク	101百万円	100.00%	通信回線サービスの販売等
株式会社ハルエネ	101百万円	100.00% (100.00%)	電力販売事業
株式会社NFCホールディングス	2,237百万円	73.70%	テレマーケティング手法を中心とした保険サービスの販売等
株式会社保険見直し本舗	100百万円	91.84% (91.84%)	保険サービスの販売等
株式会社 EPARK	90百万円	90.84%	各業種に特化したITソリューションの提供

- (注) 1. 議決権比率欄の( )内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。  
2. 会社名、資本金、議決権比率、主要な事業内容欄は、2020年3月末日現在の情報を記載しております。  
3. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

### ③ 企業結合の経過

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

### ④ 企業結合の結果

上記②記載の重要な子会社を含め、連結子会社は150社、持分法適用関連会社は129社であります。

#### (8) 主要な借入先および借入額 (2020年3月末日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	28,150百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	8,786百万円
オ リ ッ ク ス 銀 行 株 式 会 社	4,900百万円
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社	4,000百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	3,578百万円

#### (9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけております。当社は、将来の成長に関する投資および財務体質の充実・強化を目的として、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

#### (10) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	233,398,568株
内訳	
普通株式	183,398,568株
A種株式	50,000,000株

(2) 当事業年度末における発行済株式の総数	46,549,642株
内訳	
普通株式	46,549,642株
A種株式	0株

(注) 自己株式の数を控除しておりません。

(3) 当事業年度末の株主数	12,957名
----------------	---------

### (4) 当事業年度末における大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社光パワ－	19,738,300株	43.02%
株式会社鹿児島東インド会社	3,300,000株	7.19%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,507,400株	3.29%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,402,600株	3.06%
重田康光	1,198,274株	2.61%
玉村剛史	1,141,470株	2.49%
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 385576	847,600株	1.85%
JP MORGAN CHASE BANK 385632	492,459株	1.07%
GOVERNMENT OF NORWAY	431,081株	0.94%
RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT	417,100株	0.91%

(注) 1. 当社は、当事業年度末日において自己株式を665,633株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況（2020年3月末日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	重 田 康 光	
代表取締役社長	和 田 英 明	
取締役副会長	玉 村 剛 史	業種別ITソリューション事業本部長
常務取締役	儀 同 康	管理本部長
取 締 役	大和田 征 矢	
取 締 役	高 橋 正 人	財務本部長 投資本部長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	渡 辺 将 敬	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	高 野 一 郎	弁護士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	新 村 健	トパーズ・キャピタル株式会社 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役（監査等委員）高野一郎氏および新村健氏は、社外取締役であります。なお、上記記載のトパーズ・キャピタル株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
2. 取締役（監査等委員）渡辺将敬氏は、長年経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、取締役（監査等委員）高野一郎氏および新村健氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 責任限定契約に関する事項  
当社と、渡辺将敬氏、高野一郎氏および新村健氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令の定める範囲内としております。

## (2) 社外役員に関する事項

### ① 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
高野 一郎	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回全てに、また監査等委員会12回のうち12回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
新村 健	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に、また監査等委員会12回のうち11回に出席し、コーポレートファイナンスに係る経験と見識に基づき適宜発言を行っております。

### ② 責任限定契約の内容の概要

前記(1)注5に記載のとおりです。

## (3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 を 除 く )	6名	472百万円
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 ) ( うち 社 外 取 締 役 )	3名 (2名)	19百万円 (12百万円)
計	9名	491百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2017年6月23日開催の第30回定時株主総会において賞与を含めた報酬等の額として年額600百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2017年6月23日開催の第30回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、役員退職慰労引当金の繰入額14百万円(取締役(監査等委員を除く)に対し13百万円、取締役(監査等委員)に対し1百万円)を含めております。

(注) 事業報告に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

**連結財政状態計算書**  
(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>494,449</b>	<b>流動負債</b>	<b>271,184</b>
現金及び現金同等物	272,187	営業債務及びその他の債務	174,140
営業債権及びその他の債権	188,475	有利子負債	57,715
棚卸資産	2,168	未払法人所得税	10,700
その他の金融資産	13,500	その他の金融負債	6,599
その他の流動資産	17,008	その他の流動負債	22,028
<b>(小計)</b>	<b>493,340</b>	<b>(小計)</b>	<b>271,184</b>
売却目的で保有する資産	1,108	売却目的で保有する資産 に直接関連する負債	-
<b>非流動資産</b>	<b>477,625</b>	<b>非流動負債</b>	<b>382,306</b>
有形固定資産	20,281	有利子負債	341,943
使用权資産	12,871	確定給付負債	847
のれん	29,345	引当金	476
無形資産	13,938	繰延税金負債	24,610
持分法で会計処理されている投資	74,728	その他の非流動負債	14,428
その他の金融資産	279,720	<b>負 債 合 計</b>	<b>653,491</b>
繰延税金資産	8,129	(資本の部)	
契約コスト	38,425	<b>親会社の所有者に帰属する持分</b>	<b>285,746</b>
その他の非流動資産	182	資本金	54,259
		資本剰余金	7,199
		利益剰余金	232,559
		自己株式	△7,852
		その他の包括利益累計額	△419
		<b>非支配持分</b>	<b>32,837</b>
		<b>資 本 合 計</b>	<b>318,583</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>972,075</b>	<b>負 債 ・ 資 本 合 計</b>	<b>972,075</b>

# 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上収益		524,570
売上原価		210,828
売上総利益		313,741
その他の収益	8,970	
販売費及び一般管理費	246,448	
その他の費用	3,259	240,737
営業利益		73,004
金融収益		11,957
金融費用		9,640
持分法による投資損益		3,878
その他の営業外損益		857
税引前利益		80,056
法人所得税費用		25,882
当期利益		54,173
当期利益の帰属		
親会社の所有者	51,670	
非支配持分	2,503	54,173

# 連結持分変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の包括利益剰余金	合計		
当期首残高	54,259	4,873	206,181	△7,828	△194	257,291	16,218	273,510
会計方針の変更による 累積的影響額	-	-	-	-	-	-	-	-
会計方針の変更を反映 した当期首残高	54,259	4,873	206,181	△7,828	△194	257,291	16,218	273,510
当期包括利益								
当期利益	-	-	51,670	-	-	51,670	2,503	54,173
その他の包括利益	-	-	-	-	△7,550	△7,550	△78	△7,628
当期包括利益合計	-	-	51,670	-	△7,550	44,119	2,425	46,544
所有者との取引額等								
剰余金の配当	-	-	△17,895	-	-	△17,895	△1,225	△19,120
連結範囲の変動	-	-	△72	-	-	△72	△136	△208
支配継続子会社に 対する持分変動	-	2,322	-	-	-	2,322	15,486	17,809
自己株式の取得及び 処分	-	0	-	△24	-	△24	-	△24
株式報酬取引	-	3	-	-	-	3	68	71
利益剰余金への振替	-	-	△7,325	-	7,325	-	-	-
所有者との取引額等合計	-	2,326	△25,292	△24	7,325	△15,665	14,193	△1,471
当期末残高	54,259	7,199	232,559	△7,852	△419	285,746	32,837	318,583

(注) 連結計算書類に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>282,615</b>	<b>流動負債</b>	<b>216,065</b>
現金及び預金	145,327	買掛金	0
売掛金	191	短期借入金	19,046
貯蔵品	16	関係会社短期借入金	137,593
関係会社短期貸付金	99,413	1年内償還予定の社債	11,680
前払費用	125	未払金	19,393
その他	37,541	未払費用	615
<b>固定資産</b>	<b>446,382</b>	未払法人税等	4,323
<b>有形固定資産</b>	<b>1,323</b>	預り金	16,396
建物	291	前受金	10
構築物	3	賞与引当金	297
機械及び装置	637	その他の	6,708
車輛運搬具	0	<b>固定負債</b>	<b>317,706</b>
工具器具備品	24	長期借入金	31,014
土地	366	社債	274,180
<b>無形固定資産</b>	<b>110</b>	役員退職慰労引当金	284
ソフトウェア	24	繰延税金負債	11,542
のれん	55	その他	686
電話加入権	30	<b>負債合計</b>	<b>533,772</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>444,949</b>	(純資産の部)	
投資有価証券	73,440	<b>株主資本</b>	<b>182,515</b>
関係会社株式	105,224	資本金	54,259
関係会社社債	241	資本剰余金	0
長期貸付金	213	その他資本剰余金	0
従業員長期貸付金	1,656	<b>利益剰余金</b>	<b>136,108</b>
関係会社長期貸付金	273,922	利益準備金	7,734
破産更生債権等	245	その他利益剰余金	128,373
長期前払費用	0	特別償却準備金	185
その他	619	繰越利益剰余金	128,188
貸倒引当金	△10,616	<b>自己株式</b>	<b>△7,852</b>
		評価・換算差額等	12,693
		その他有価証券評価差額金	12,693
		新株予約権	16
		<b>純資産合計</b>	<b>195,225</b>
<b>資産合計</b>	<b>728,998</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>728,998</b>

# 損 益 計 算 書

(2019年 4 月 1 日から  
2020年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		19,311
売上原価		604
売上総利益		18,706
販売費及び一般管理費		5,086
営業利益		13,619
営業外収入		
受取利息	2,818	
受取配当金	39,088	
投資有価証券売却益	23,177	
貸倒引当金戻入額	18,954	
その他の営業外収入	1,519	85,558
営業外費用		
支払利息	1,071	
社債利息	3,516	
貸倒引当金繰入額	9,682	
為替差損	717	
その他の営業外費用	1,775	16,763
経常利益		82,414
特別利益		
固定資産売却益	2,011	
投資有価証券売却益	14,948	
関係会社株式売却益	6,075	
その他の特別利益	341	23,377
特別損失		
投資有価証券売却損	3,236	
関係会社株式売却損	589	
関係会社株式評価損	620	
減損	280	
その他の特別損失	17	4,745
税引前当期純利益		101,046
法人税、住民税及び事業税	10,399	
法人税等調整額	5,753	16,153
当期純利益		84,893

# 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 特別償却 準備金	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当 期 首 残 高	54,259	-	-	5,944	252	62,912	69,110	△7,828	115,541
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△17,895	△17,895		△17,895
剰余金の配当に伴う積立				1,789		△1,789	-		-
特別償却準備金の取崩					△66	66	-		-
当 期 純 利 益						84,893	84,893		84,893
自己株式の取得								△24	△24
自己株式の処分		0	0					0	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	0	0	1,789	△66	65,275	66,998	△24	66,973
当 期 末 残 高	54,259	0	0	7,734	185	128,188	136,108	△7,852	182,515

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	33,360	33,360	13	148,915
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△17,895
剰余金の配当に伴う積立				-
特別償却準備金の取崩				-
当 期 純 利 益				84,893
自己株式の取得				△24
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△20,666	△20,666	3	△20,663
事業年度中の変動額合計	△20,666	△20,666	3	46,310
当 期 末 残 高	12,693	12,693	16	195,225

(注) 計算書類に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社 光 通 信  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 穴 戸 通 孝 ㊤
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川 村 英 紀 ㊤
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 永 井 公 人 ㊤

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社光通信の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社光通信及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社 光 通 信  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 穴 戸 通 孝 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川 村 英 紀 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 永 井 公 人 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社光通信の2019年4月1日から2020年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 各監査等委員間に異なる監査意見はございません。

4. 重要な後発事象はございません。

2020年5月20日

株式会社光通信 監査等委員会

監査等委員 渡 辺 将 敬 ㊟

監査等委員 高 野 一 郎 ㊟

監査等委員 新 村 健 ㊟

(注) 監査等委員高野一郎及び新村健は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



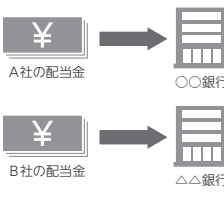
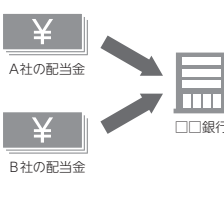
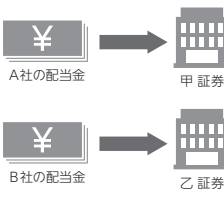
配当金領収証で配当金をお受け取りの株主様へ

## 口座振込による配当金受取のご案内

口座振込による配当金受取は  
**もらい忘れなし**  
**銀行窓口に行く必要なし**

お手続きは「カンタン」、  
**配当金振込指定書**をご提出いただくだけで手続完了。  
●配当金振込指定書には、お届印を押印いただきます。  
※ご住所・お届印等の変更・喪失等の場合は、別途お手続きをいただきます。

口座振込による配当金受取方法には次の**1**～**3**の方式がございます。  
株主様のニーズに応じてお選びください。

<b>銀行口座 で受領する</b>	<b>1 個別銘柄指定方式</b> 銘柄ごとに銀行等の口座を指定し、配当金をお受け取りいただける方式です。 ※銘柄によっては、ゆうちょ銀行の貯金口座をご指定いただけます。 ■銘柄ごとにお手続きが必要です。 	<b>特別口座を除き、お手続き・お問い合わせはお取引の証券会社へ</b>
	<b>2 登録配当金受領口座方式</b> すべての銘柄の配当金を、あらかじめご指定いただいた1つの銀行等の口座で配当金をお受け取りいただける方式です。 ※ゆうちょ銀行の貯金口座はご指定いただけません。 ◎一回のお申込みで、所有されているすべての銘柄のお手続きができます。 	
	<b>3 株式数比例配分方式</b> お取引の証券会社の証券口座で配当金をお受け取りいただける方式です。 [NISA] 少額投資非課税制度において、配当金等の非課税の適用を受けるためには、本方式(株式数比例配分方式)をご選択いただく必要がございます。 	
<b>証券口座 で受領する</b> 保有株式の管理口座が信託銀行の <b>特別口座</b> の場合、 <b>3</b> は選択できません。		

**特別口座とは** 株券電子化実施時に株券を預託していなかった株主様の権利を保全するために、発行会社の申出により株主様名義で開設した暫定的な口座であり、この口座で株式を売買することはできません。

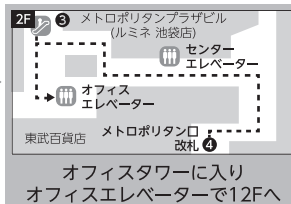
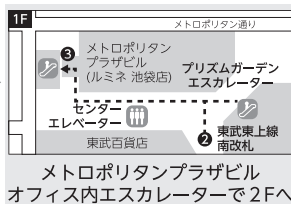
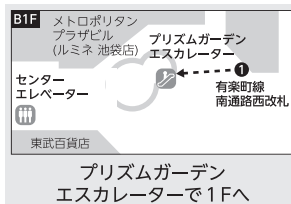
●特別口座の方は下記フリーダイヤルにてご郵送、またはみずほ信託銀行本・支店でもお手続き可能です。(お届印が必要です)  
\*お手続き場所についてご不明な場合は、下記フリーダイヤルまでお問合せください。

みずほ信託銀行 証券代行部

☎ 0120-288-324 受付時間：平日9:00～17:00 (土曜・日曜・祝日・銀行休業日を除きます)  
【郵送物送付先】〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都豊島区西池袋一丁目11番1号  
メトロポリタンプラザビル 12階  
ステーションコンファレンス ルーム1  
電話 03-5954-1030 (代表)



## (交通のご案内)

**JR山手線・JR埼京線・JR湘南新宿ライン**  
JR池袋駅構内より④メトロポリタン口改札をご利用ください。  
その先は上記地図をご参考ください。

**東京メトロ丸ノ内線**  
中央通路中央改札を出て、①有楽町線南通路西改札に向かい、その先は上記地図をご参考ください。

**東京メトロ有楽町線**  
有楽町線池袋駅構内より①南通路西改札をご利用ください。  
その先は上記地図をご参考ください。

**東京メトロ副都心線**  
西通路東改札を出て、①有楽町線南通路西改札に向かい、その先は上記地図をご参考ください。

**東武東上線**  
東武線池袋駅構内より②南改札をご利用ください。  
その先は上記地図をご参考ください。

**西武池袋線**  
B1F改札より池袋駅コンコースを通り、①有楽町線南通路西改札に向かい、その先は上記地図をご参考ください。

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

**UD FONT** 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。